

## 各務原市墓地管理システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 事業概要

#### (1) 事業名

各務原市墓地管理システム構築業務委託

#### (2) 事業内容・目的

各務原市営墓地に、新たに合葬式墓地が加わったため、現在の墓地運営に沿った墓地管理システムを構築する。

墓地の性質上、永続的に管理する必要があることから、時代の変化に対応できる柔軟性の高い最適なシステムを導入するため、公募により提案されたシステムを審査し決定するプロポーザル方式を採用する。

※なお保守点検事業は、本プロポーザルに含まない。

#### (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月19日まで

#### (4) 事業費の上限額 4,405,500円(消費税込)

### 2. 参加資格

#### (1) 各務原市競争入札参加資格を有していること

#### (2) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱(平成14年9月30日決裁)による指名停止を受けていないこと

#### (3) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者

#### (4) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年7月23日決裁)に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

### 3. 提案内容

#### (1) 業務遂行における作業計画

#### (2) 墓地管理システムの概要(運用方法等)

#### (3) 提案者の墓地管理システムにおける本市での有効性

#### (4) 墓地管理システム運用・維持していく上でのサポート内容

### 4. 提出書類

#### (1) 公募型プロポーザル方式参加表明書

#### (2) 提案書

#### (3) 見積書及び内訳書(墓地管理システム構築事業費とは別に、システムの保守点検費用の見積書も提出すること)

(4) その他PR資料（他の実績などがわかるもの）

## 5. 日程

内容	日時	備考
実施要領等配付	令和2年7月3日（金）～	各務原市ウェブサイト上でも公開
実施要領等に関する質問書の提出期限	令和2年7月17日（金）	
質問書に対する回答	令和2年7月31日（金）	<u>左記日程までに</u> 、すべての質問への回答を一括して各務原市公式ウェブサイトにて公開
参加意思表明書の提出期限	令和2年8月14日（金）	持参もしくは郵送（必着）
提案書・見積書及び内訳書・その他PR資料の提出期限	令和2年8月21日（金）	持参もしくは郵送（必着）
評価委員会による評価 （プレゼンテーションは実施しない）	令和2年8月24日（月）～	詳細（提出資料に対する質問も含む）は、参加意思表明者へメールにて通知
提案者への結果通知	令和2年9月下旬	
提案採用者と仕様内容協議	令和2年9月下旬	
契約締結	令和2年10月上～中旬	

## 6. プレゼンテーションについて

新型コロナウイルスの感染リスクを抑えるため、プレゼンテーションは実施しない。  
提案書による、書面のみ審査を行う。

## 7. 評価及び選定について

### (1) 評価について

別紙評価基準表の評価基準に基づき、評価委員会にて評価を行う。

### (2) 選定について

評価委員会の委員が、評価基準の項目ごとに点数を付し、委員それぞれの点数の合計点が最も高かったものを提案採用者候補として選定する。ただし、満点の6割を最低水準点とし、これに満たない場合は提案採用者候補としない。なお、最も高かったものが複数あった場合は、その中から委員長が決定する。

### (3) 選定結果について

選定結果については、書面にて全提案者に通知するものとする。

## 8. 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者と別紙仕様書及び提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。ただし、事業費については1の(4)で示した上限額を超えることはない。
- (2) 「9. 資格喪失」に該当する場合等により提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行うことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

## 9. 資格喪失

- (1) 提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本要領で定める資格要件をみたさないこととなったとき。
- (3) 「8. 契約事項(1)」で行う協議が整わなかったとき。

## 10. その他

- (1) 本プロポーザルにかかる費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルは、「1. 事業概要(1)」の契約における受注者の候補の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては、必ずしも提案内容に沿うものとならないことがある。
- (3) 提案採用者以外の参加者の提案書等は、原則として当該参加者に返却するものとする。
- (4) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

## 11. 本案件の事務局

各務原市役所市民生活部環境室環境政策課  
〒504-8555岐阜県各務原市那加桜町1-69  
TEL : 058-383-4231  
Email : kankyo@city.kakamigahara.gifu.jp